

グローバル経済と会計規制

久保田 秀 樹

I はじめに

第二次大戦後の日本の企業会計制度については、ドイツ的会社規制型会計とアメリカ的市場指向型会計とが並存するという状況をまず理解する必要がある。前者が商法会計であり、後者が証券取引法会計である。ドイツ的会社規制型会計は、税務計算とリンクされており、その会社規制型会計とアメリカ的市場指向型会計との調整が、第二次大戦後の日本の企業会計の課題であった。つまり、市場指向型会計としての証券取引法会計と、従来からの商法会計との間で調整が行われてきた。その「調整」は、日本の商法会計の近代化も意味した。つまり、証券取引法会計の期間損益計算原理が、商法会計に一部取り込まれていった。繰延資産に係る規定などがその一例である。

しかし、ドイツのダイムラーベンツ社の1993年の決算数値が、ドイツ基準では6億マルクの黒字だったものが、米国基準で約18億マルクの赤字となった件に見られるごとく、そもそも商法会計と市場指向型会計とは、利益の意味が異なっている。両者の利益が一致しているということ自体、日本の会計の特異性というべきであろう。

近年の企業倒産や金融不祥事で明らかとなった会計報告の不備を見るとき、市場指向型会計がうまく機能してこなかったといわざるをえない。もちろん、それは単に企業会計だけの問題ではない。証券発行による会社の直接金融といっても、それを引き受けるのが銀行であり、実質的には間接金融であることが多かったこと等を考えると、市場指向型会計の必然がそもそも存在しなかったということもできよう。

しかし、1998年には、企業会計審議会から以下のような意見書や公開草案が矢継ぎ早に公表され、市場指向型会計の整備が急ピッチで進められている。

- 1998年3月13日「中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書」
「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」
「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」
- 1998年6月16日「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」
「中間監査基準の設定に関する意見書」
「監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改訂に関する意見書」
「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書（公開草案）」
- 1998年6月18日「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書（公開草案）」

市場指向型会計の導入・整備は、日本だけではなく、ヨーロッパでも問題となっている。但し、先進各国の問題というより、グローバル・プレーヤー(global players)共通の問題であり、その前提には、グローバル経済の展開という事情がある。本稿では、日本における市場指向型会計の整備について考察する基盤として、および国際会計基準(IAS)を巡る欧米の一連の動きを、グローバル経済成立下での会計規制という観点から整理し、問題点を明らかにすることを課題とする。

II グローバル経済の展開の意味

欧州連合(EU)における会計基準の国際的な調和化の試みは、目新しいものではない。EU内の会計基準調和化のための会社法指令第4号が出されたのは1978年であった。EUの場合、従来、EU域内の統一市場化の手段として、超国家レベルでの会計基準の調和化が図られてきた。第4号指令は次のようにいう。

「現在、会社の年次計算書類の様式と内容を規律する法律上の要件に関して、

加盟国の間にはかなりの相違がある。会社が開示すべき情報は、質量ともに加盟国間において明らかに異なっている。このような状況は、各国の市場を一個の域内市場として機能すべき共同市場に融合せしめることの妨げとなるであろう。」(山口編[1984], 189頁)

今日、国際会計基準(IAS)をめぐる盛んに議論されている会計基準のグローバルな調整は、同じ国際的調和化といっても、従来とは全くといってよい程、異なるパースペクティブから展開されていることに注意しなければならない。例えば、ヨーロッパの一部のグローバル・プレーヤーは、IASを採用し、独仏等の政府は、それを追認する状態にある。その理由の一つは、自国企業が競争上不利にならないようにするという点にある。つまり、資本市場のグローバル化に伴う、市場指向型会計の普遍化のプロセスの一環として、IASが注目を集めているのである。

そうした状況下、EUの欧州委員会も、国際会計基準委員会(IASC)によって開発されつつあるグローバル基準に抵触しないように、EU法を改正することを検討している。その目的は、ヨーロッパの支配的企業が、世界の資本市場にアクセスしようとする時、単一の財務諸表によることができるようにすることにある。欧州委員会の単一市場担当委員マリオ・モンティ(Mario Monti)は、次のようにいう。

「ヨーロッパ企業が、IASsとEU指令とを同時に遵守することを『不可能』にする発展が、IASCに生じている。」(*the Corporate Accountant*, May 1997, p.1)

モンティによれば、欧州委員会の政策は、1995年の後期に採用された次のような新しい会計アプローチと一致している。「その主要な目的は、会計指令と国際基準とを一致させ、その結果、グローバルに活動する企業が、世界のどこで上場しようと一組の財務諸表に拠ることができるようにすることである。」(*the Corporate Accountant*, May 1997, p.1)

一方、IASCも変化しつつある。全会一致や途上国の参加等、以前のIASCは、多分に理想主義的傾向を持っていた。また、IASCは、各国の会計士団体の代

表から構成される民間機関にすぎない。かつては、米国の会計実務委員会(CAP)やその後継機関の会計原則審議会(APB)、また英国の会計基準委員会(ASC)といった会計士団体内の組織が会計基準の設定を担っていたが、その後、米国の財務会計審議会(FASB)や英国の会計基準審議会(ASB)への引継により、米英でも会計基準の設定は、会計士団体以外の機関に移行した。元来、IASには法的拘束力はなく、国際的会計基準の調和化という目的の実現は進展していなかった。しかし、国際証券監督者機構(IOSCO)が、多国間資金調達の際の基準としてIASを認知する用意があると表明してから事態は変化した。その認知を促した背景にはグローバル経済の成立という事情があった。今日、IASは、実質的にグローバル・プレーヤー用の基準の役割を果たしつつある。

グローバル・プレーヤーについては、「販売、サービス、PR、法律問題は現地方式に従う。しかし、部品、機械設備、企画、調査、財務、マーケティング、価格決定、経営管理は世界市場をにらんで実施される」(Drucker[1997], p.168)というグローバル経済が現出している。グローバル経済の成立は、そこで活動する企業サイドだけではなく、規制当局にも重大な変化をもたらしている。すなわち、「情報革命とグローバル経済の進展によって、いまや一国では対処できない、テロリズム、組織犯罪、環境悪化、マネーロンダリング、金融問題といった『コモン・アジェンダ』がわれわれの目の前にある。…だが、各国の司法、立法、行政などの政府機関が、それぞれ独自に国家を越えた横断的なネットワークを形成すれば、共通の課題に取り組めるようになるはずで、この動きの好例がバーゼル委員会、そして証券監督者国際機構の設立である。」(Slaughter[1997], 翻訳395頁)

つまり、グローバル経済の成立は、従来の国家という枠組み、ないし国際協力では対処できない問題を招来している。グローバル化は国家の形骸化を意味する。その結果、人々は国家の管轄から容易に逃れることができるようになる。また資本、環境汚染、病原体、兵器の流れが国家当局が管理するには大きくなりすぎ、かつ突然移動するため、規制当局がそのルールを徹底させる能力に翳りが生じることになる(Slaughter[1997], p.192)。国際会計基準委

員会(IASC)を巡る動きもこうした文脈で理解する必要がある。

バーゼル委員会(BIS Basel Committee)は、国際決済銀行(BIS)の機関として、銀行の規制に携わり、証券監督者国際機構(IOSCO)は、証券市場の規制について活動している。IOSCOは、1987年よりIASCの諮問グループとプロジェクト運営委員会のメンバーであり、1996年からはIASC理事会のオブザーバー、そしてIASCの常任解釈委員会については、1997年の創設以来、指導的役割を果たしている。多国間資金調達の際のIASのコア基準としてのIOSCOによる採用は、その具体的成果である。

グローバリゼーションがもたらす会計問題に対する対処も、国際的な協力関係の下に進められる必要がある。例えば、「G 4 + 1」という概念が、英語を公用語とする先進国で発達しつつある、財務報告への類似のアプローチの反映として、1990年代初期に登場した。当時、既にIASCが存在する中、存在意義自体が問われたが、「G 4 + 1」では、研究段階での意見の交換が目的と説明された(*The Accountants*, September 1998, p.15)。

「G 4 + 1」は、6つの次の構成団体から成る。

会計基準審議会(ASB)：英国

財務会計基準審議会(FASB)：米国

オーストラリア会計基準審議会(AASB)：オーストラリア

カナダ会計基準審議会(AcSB)：カナダ

会計基準検討審議会(ASRB)：ニュージーランド

国際会計基準委員会(IASC)

「G 4 + 1」は、参加国の基準設定団体から構成されるという点が、IASCとの大きな相違点である。「G 4 + 1」は、年に3～4回会合を開き、各基準設定団体から2名の代表が出席する。1998年現在、AASBのケン・スペンサー(Ken Spencer)が議長である。「G 4 + 1」の旗印の下で今まで次のようなプロジェクトが遂行されている。

- ・ 将来事象—その認識・測定の有義性についての概念的研究
- ・ ヘッジ会計に関する主要問題(FASB)

- ・引当金(IASCプロジェクトへのインプット)
- ・リース会計—新しいアプローチ(AASB)
- ・長期資産の回復可能額テストを特定する会計基準の国際的検討
- ・財務業績、現在の展開および将来の方向の報告(FASB)

Ⅲ 国際基準の国内化に伴う問題

1998年12月14～16日にフランクフルトで開催されたIASC理事会で、金融商品に係る基準が確定したことによりIASのコア基準が出そろい、IOSCOに具申されることになっている。それを受けて1999年秋のIOSCO総会でIASを承認するかどうかを検討される見通しである。これによって、多国間資金調達のための国際的基準の整備という第一段階は終了することになる。今後は、国際的基準の調和化の第二段階、つまり、各国基準の国際的調和化という段階に入ると予想されるが、その際、その権限がどの主体に与えられるのかということが問題の焦点となる。1998年の始めに、IASCは、IASCに勧告を行う、各国基準設定主体から成る小規模な中核グループ設立の意向を示したが、それが物議を呼んだ(*The Accountants*, September 1998, p.15)。「G 4 + 1」がこの中核グループに加わることは予想されていたが、他の構成メンバーが問題となった。「G 4 + 1」の他に、北欧諸国、フランス、ドイツおよび日本が参加している、金融商品国際共同作業部会(International Joint Working Group on Financial Instruments)が候補に上がった。国際的基準の調和化の第二段階については、国内でも国際的にも問題のない基準の設定が重要という理由から、各国の基準設定主体が、より直接的に関与することが有益であると考えられるが、当部会は、米国のFASBや英国のASBといった会計基準設定機関によって構成されている。

国際的基準の調和化の第二段階については、実際には、競争上の劣位回避という企業サイドの要請と、規制の空洞化回避という規制当局サイドの要請の狭間で、この課題を具体化するには数々の困難が予想される。前者の問題としては、例えば、カナダでは、企業結合に係る会計基準について、欠陥があるとし

て米国で改訂中の持分プール法をカナダの基準として採用するよう、産業界からプレッシャーがかかっている。その理由は、持分プール法を採用できないことが競争上の不利となるからというものである (*The Accountant*, September 1998, p. 17)。

また、規制の空洞化回避という規制当局サイドの要請については、ニューヨーク証券取引所(NYSE)とアメリカン証券取引所を傘下に収めたナスダック(NASDAQ)との間、あるいは、フランクフルト及びパリ等の証券市場の提携による、欧州統一証券市場と北米市場との間に生じている市場同士の競争の問題が前提として存在している。米国においても、この証券市場の競争という事態から、IASを無視できなくなっている。つまり、投資家保護のための、世界一優秀と自負する米国の会計基準は、企業にとっては大きな負担である。したがって、特に外国企業が、基準に係る負担を嫌って他国の証券市場に流れてしまうおそれがある。かといって、外国企業にのみ簡便な会計基準を認めると、米国企業から競争上の不利を自国政府に押しつけられているという批判を浴びかねないというジレンマに直面している。こうした状況下では、井尻教授の指摘される「会計の外交化」が今後の国際会計上の重要問題として浮上するだろう(井尻[1998], 120頁)。つまり、特定の国が、国内企業の保護という名目で国際会計基準の一部に強力な反対を行うという状況である。

また、国際基準が直接、各国に国内化されることによる問題もある。現在、オーストラリアは、自国の会計基準を1999年からIASと調和化することを決定している。その結果、その時点で、無形資産に関する国際基準がそのままオーストラリアの国内基準として成立することになるが、それが大きな波紋を呼ぶことが予想される(*The Accountants*, September 1998, p. 19)。というのは、オーストラリアでは、1980年代後半に無形資産に関する基準の導入が図られた際、企業の激しい反対によって見送られてしまったという経緯があるからである。

国際基準の国内化に伴う困難の、わが国にも関連する例として、減損会計の問題がある。FASBは、1988年に「長期性資産および識別可能な無形資産の減

損の会計処理」プロジェクトを開始し、1995年には、SFAS No.121「長期性資産の減損および処分予定の長期性資産の会計処理」(FASB[1995])が公表された。一方、1997年には、IAS公開草案(E55)「資産の減損」が公表され、1998年にIAS No.36「資産の減損」(IASC[1998])として確定した。

わが国商法では、第34条第2号「予測すること能わざる減損が生じたときは相当の減額を為すことを要す」という規定がある。また、企業会計原則連続意見書第三では、新技術の発明などによる固定資産の機能的減損は、過年度の減価償却不足額の修正としての「臨時償却」としている。一方、災害などの偶発的な物質的減損は、「臨時損失」として当資産の帳簿価額から発生損失額を控除することとしている。これらの規定によって、固定資産等の減損が部分的には会計処理される可能性がある。しかし、減損に関する具体的な会計処理は、個々の企業の自主的な判断に委ねられているのが現状である。

日本では、バブル崩壊の後遺症として、土地などの不動産に含み損を抱えるケースが少なくない。含み損をかかえているこの時期に減損会計を導入するのは困難と考えられる。しかし、上記のFASBやIASCによる基準整備に遅れをとらないために、土地や工場設備などの固定資産の評価損計上ルールとしての減損会計基準整備を求める意見がある(日経金融新聞平成10年9月30日付18面参照)。

IV 結びに代えて

市場指向型会計と会社規制型会計の相違点としては、情報の受け手については、現在株主と現在債権者だけでなく、潜在株主と潜在債権者も想定されているという点にある。そのため、経済的に意味のある情報にしようという意図が市場指向型会計の成立当初から存在する。例えば、1932年にニューヨーク証券取引所宛の、いわゆる「メイ書簡」において既に次のような記述が見られる。「株主が、今日、彼の投資している会社の経営者に対する評価を具体化できる唯一の実施可能な方法は、彼の投資を継続するか、増加するか、処分するかです。財務諸表は、株主がこれらのうちのどれをとるかを決定するにあたっての

指針となる限り、株主にとって大いに価値があります。」(加藤他訳[1981], 72頁)

また、米国では、市場指向型会計は、連結決算中心であり、配当や課税に直接リンクしていない。その結果、利益数値を必ずしも重視しなくて済む。資産・負債アプローチの導入に伴い、利益情報が曖昧になることが指摘されているが、課税とリンクしていない限り、利益情報の重要性が相対的に低下していくことは、当リンクが存在する制度におけるほどは問題とはならないだろう。例えば、年金会計について、市場利率によって資産や負債が変動したり、あるいは金融資産・負債の公正価値評価の結果、未実現利益が資本に直接チャージされることにより、従来の利益および資本概念が脅かされるという危惧がある。しかし、市場指向型会計においては、企業の「商品」としての質の開示のみが重要であり(久保田[1997], 113頁)、金融資産・負債の公正価値や潜在的債務の開示が重視されていることの反映と理解されるべきであろう。

連結決算書の導入は、ドイツでも日本同様、米国の影響によるものであり(立花・戸田訳[1973], 2頁)、その意味で連結決算自体、極めてアメリカ的な制度である。市場指向型会計を重視しないという点では、ドイツも日本も共通している。ヘキストやドイツ銀行等のドイツの一部のグローバル・プレーヤーによって国際会計基準(IAS)に基づく決算が導入されているが、ドイツには、元々、独立した市場指向型会計は存在しない。したがって、ドイツ企業のIAS採用は、直接、市場指向型会計を導入しようとする動きとして理解されねばならない。しかし、ドイツには商法会計がリジッドな制度として存在し、現に連結決算書も商法上の決算書として、条件を満たす企業に作成が要求されている。この点、商法の決算書としては連結決算書が要求されておらず、しかも市場指向型会計が証券取引法会計として既に導入済みの日本とは事情が異なる。

ドイツでは、「資本調達容易化法案」によって、商法典第292a条を新設し、国際的な会計原則に従い作成した連結決算報告書を免責連結決算書として認めようとしている。つまり、外国資本市場での資本調達のため国際的な会計原則または外国の法によって連結決算報告を行わねばならないドイツ企業は、ドイ

ツ商法の連結会計規定によった連結決算報告を別個に行う必要がなくなる（木下[1998]，48頁）。また，ドイツでは，連結決算にかかる基準設定機関としてドイツ会計基準委員会（DRSC）を設置した（平松 [1998] 参照）。

DRSCは，米国のFASBに範を求め，会計の改革案を連邦法務大臣に勧告し，国際的基準設定の交渉においてドイツの代表となるといわれている（*The Accountants*, July 1998, p.2）。但し，DRSCの権限には，課税にリンクしたドイツの親会社の個別決算書は入っておらず，連結決算書に限定されている。DRSCは，早速，「G 4 + 1」への参加を要請した（*The Accountants*, September 1998, p.5）。当要請は受け入れられなかったが，各国とも自国企業の利益を守るため積極的に行動している。DRSCは，連結決算に係る基準設定に権限を限定している。連結決算は，ドイツでも，配当や課税にリンクされていない，情報提供機能のみを果たすものであり，しかも連結決算書の作成義務は，子会社を有する企業に限られている。先進各国が直面している当座の問題は，グローバル・プレーヤーに過重負担による競争上の不利を与えない点にある。したがって，ドイツの行き方は，国際的調和化を，グローバル・プレーヤー向けの市場指向型会計の領域のみで図ろうとするものである。

IASCは，2000年に向けて実施する組織改正の試案を明らかにした。それによると，民間の会計士団体を中心に構成している現行組織は，各国の基準設定機関の代表が直接参加できるようになる。IASCは，当試案に対する意見を1999年4月まで受け付け，2000年5月の総会で組織改正を決定する予定である。米国のFASBや英国のASBが参加することは確実視されているが，会計基準設定の専属機関が存在しない日本は，参加が危ぶまれる。上述のドイツの連結決算基準の設定機関設置は，IASCのこうした動きをにらんで，先取りしたものともいわれている。グローバル経済下の会計規制は，各国の基準設定体制にも変革を求める段階にある。

参考文献

- 井尻雄士, 1998. 「アメリカ会計の変遷と展望」『会計』第153巻第1号。
- 木下勝一, 1998. 「ドイツ商法会計制度とIAS/US-GAAP適応条項」『JICPAジャーナル』第515号。
- 久保田秀樹, 1997. 「資本市場のグローバリゼーションによる市場指向型会計の普遍化と会社規制型会計との調整」『彦根論叢』第307号。
- 減損会計研究委員会, 1998. 「減損会計をめぐる論点」企業財務制度研究会。
- 武田隆二, 1996. 「確定決算主義と会計基準」『企業会計』第48巻第1号。
- 平松一夫, 1998. 「フランスとドイツにおける会計基準設定機関の国際化対応」『会計』第154巻第3号。
- 山口幸五郎編, 1984. 『EC会社法指令』同文館。
- The Accountant*, July 1998.
- The Accountant*, September 1998.
- American Institute of Accountants, 1932-1934. *Audits of Corporate Accounts* (加藤盛弘・鶴飼哲夫・百合野正博訳, 1981. 『会計原則の展開』森山書店)。
- Busse von Colbe, Walter., Odelheide, Dieter, 1969. *Konzernabschlüsse-Rechnungslegung für Konzern nach betriebswirtschaftlichen und aktienrechtlichen Grundsätzen*, Wiesbaden (立花得雄・戸田秀雄訳, 1973. 『西ドイツ連結財務諸表論』白桃書房)。
- The Corporate Accountant*, May 1997.
- Drucker, Peter, 1997. "The Global Economy and the Nation-State". *Foreign Affairs* Volume 76 No. 5 (翻訳: ピーター・ドラッカー 「グローバル経済と国民国家」『中央公論』1997年11月号)。
- FASB. 1995, SFAS121, *Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and Long-Lived Assets to Be Disposed Of*.
- IASC. 1998, IAS36, *Impairment of Assets*.
- Slaughter, Anne-Marie, 1997. "Transgovernmentalism. The Real New World Order". *Foreign Affairs* Volume 76 No. 5 (翻訳: アン＝マリ・スローター 「トランスガバメンタリズム」『中央公論』1997年12月号)。